

大東監第141号
平成26年12月22日

請求人様

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩淵弘

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成26年10月27日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

1 請求人の請求内容

(1) 大東市は、平成26年5月22日、市民会館2階ホール増築他建築工事請負契約の入札を行った。

その結果、A株式会社が207,360,000円(税込)で落札し、株式会社Bと株式会社Cは失格となった。

予定価格は192,000,000円(税抜)で、株式会社Bは245,000,000円(税抜)、株式会社Cは221,640,000円(税抜)と予定価格を上回り、A株式会社は予定価格192,000,000円(税抜)とまったく同額の100%で落札した。

(証拠その一)

同年7月8、9日に特別議会が開かれて、契約の金額中207,360,000円(税込)を279,720,000円(税込)に改める旨の議案が提出され議決された。(証拠その二)

しかしながら、この件に関して、違法、不当だと次のような指摘をすることができる。

市民会館2階ホール増築他建築工事は、事後審査型制限付一般競争入札制度が導入され実行されている。この制度は、市内業者は建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が700点以上、市外業者は1200点以上と差別化されており、市外業者が入札に参加するためには他市には例をみない不当なかなりの高得点差が必要なため、結果的に市内業者しか参加できない制度になっている。(証拠その三)

なおかつ失格となった二業者は予定価格が入札前に公表されているにもかかわらず、予定価格より意図的に高額の入札をしたために、失格となっている。

そしてA株式会社は予定価格の100%で一旦は保留となり、結果的に同業者が落札することとなった。

(2) 100%では絶対に落札しない理由があります。それは競争入札制度の場合、相手がいくらで入札してくるか分からない心理状態において、自分では

きるだけ得をしたいけれども、どうしても落札したければ、そしてどうしてもその仕事をしたければしたいほど、予定価格より低い価格を必ず提示してくるはずです。このことは競争入札制度の根幹理念です。

だから、絶対100%落札はあり得ないのです。

また、本件入落札は事後審査型制限付き一般競争入札に関する要綱第8条「入札者の数が3者に満たない場合は、入札の執行を中止するものとする。」に基づき、以上のように失格二者と100%入札者の三者をもって成立したものとみなしているが、違法また不当であるのは明らかであって、不成立である。

(3) よって市長以下、幹部職員および関係した市職員に対して 279,720,000 円の損害賠償を請求する。関係する法的根拠は以下の通りである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第十九条
事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

地方自治法 第二条 第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方財政法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

(予算の編成)

第三条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

第2項 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(地方公共団体における年度間の財政運営の考慮)

第四条の二 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

(4) なお、市民会館2階ホール増築他建築工事の差し止めを求める。

(5) よって、請求者は、市長以下、幹部職員、関係した市職員による不当な行為を改めさせるため、市民会館2階ホール増築他建築工事請負契約について279,720,000円の損害賠償を求め、公金支出を行わないよう求め、別紙証拠書類を添えて、地方自治法242条に基づき、住民監査請求を行うものである。

請求者

(略)

2014年10月27日

大東市監査委員 あて

添付証拠書類

その一、 入札および契約結果一覧表

その二、 議案第39号 市民会館2階ホール増築他建築工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について

その三、 大東市事後審査型制限付一般競争入札実施要領

2 請求の受理

本請求は平成26年10月27日に提出され、同年10月31日に要件審査を行った。その結果、法に定める形式的要件を備えていると判断したので、同年10月27日付けで受理し、監査を実施することに決定した。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件監査請求等の趣旨から、市民会館2階ホール増築他建築工事について、当該建築工事を差し止めることおよび市に対する損害を賠償させること、ならびに工事請負費の支出を差し止めることを認めるべき違法または不当な事由があるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成26年11月12日に、対象事務を担当する総務部契約課および市民生活部生活安全課から、監査に必要な関係書類の提出を受けた。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成26年11月12日に、地方自治法（以下「法」という）第242条第6

項に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人による新たな証拠の提出および陳述は行われなかった。

(4) 監査対象部課からの事情聴取

平成26年11月12日に、対象事務を担当する総務部契約課および市民生活部生活安全課から事情を聴取した。

4 監査の結果

(1) 認定した事実

ア 市は平成26年5月22日に市民会館2階ホール増築他建築工事（以下「当該工事」という）の入札を行った。

イ 入札にはA株式会社、株式会社B、株式会社Cの三者が参加した。

ウ 市が公表していた予定価格は192,000,000円（税抜）であった。

エ 開札の結果、株式会社Bの入札額は245,000,000円（税抜）、株式会社Cの入札額は221,640,000円（税抜）で両者とも予定価格を超えているため失格となり、A株式会社が予定価格と同額の192,000,000円（税抜）で落札した。

オ 当該工事の入札は、事後審査型制限付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という）によって参加する者が募集され、執行された。

カ 実施要領で定められている入札参加資格は、本店の登録住所が市内にある者については、経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値が700点以上であること、支店又は営業所の登録住所が市内にある者については900点以上であること、登録の住所が大東市外の者については1200点以上であること、とされていた。

(2) 判断

① 総合評定値による参加資格の設定について

請求人は、市の事後審査型制限付一般競争入札における入札参加資格が、市内業者は建築工事の種類「建築一式」の総合評定値が700点以上、市外業者は1200点以上とされていることについて、他市に例をみない不当な点数差であり、このような制度に基づく当該工事の入札は違法・不当であると主張する。

もとより、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」においては第7条で「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。」と定められており、全国の約9割の自治体で参加資格に地域要件等を条件とした入札制度が採用されているところである。

入札参加資格として設けられている市内業者と市外業者の点数差について、北河内各市の状況を確認したところ、各市においては概ね100点から200点の差を設定しており、本市の500点差は大きな点数差であることは事実である。しかしながら他市では、点数差設定以前の問題として、2億円から4億円規模の工事については市外業者の参加自体を認めていない市もあり、本市の総合評定値の点数差が大きいことだけを以て、他市と格差が大きく違法・不当であるとする理由にはならない。

市が市内中小企業者の受注機会確保の方法として、点数差による制限を重視するのか、工事規模による参加制限を重視するのか、専門技術的にどのような制度設計を行うかは市長の裁量事項であるとともに、他市と比較しても総合的には大きな格差がなく、違法・不当となるような裁量権の逸脱はみられない。

②入札成立要件について

請求人は入札の成立について、事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の『入札者の数が3者に満たない場合は、入札の執行を中止するものとする。』という規定を引用し、失格となった2者と予定価格と同額で落札した者の3者が参加した入札は不成立であると主張する。

しかしながら入札開始時において、各入札者がどのような額の札を入れるのか、また失格者が存在するのかわからないのか明らかでなく、入札開始時に3者がいる以上は、入札を中止する理由にはあたらない。

従って、入札に参加した3者のうち、開札の結果で2者が失格であることが判明したとしても、これを3者に満たない入札として不成立であるとする請求人の主張は採用できない。

③ その他の主張について

請求人は、競争入札において、絶対100%入札はあり得ないと主張する。

しかしながら当該主張は、入札結果についての請求人の個人的思料、または私見を述べているものであって、監査委員が行う調査や判断の対象となるものではない。

(3) 結論

以上の判断により、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。

(市長への要望)

なお本件監査結果の決定にあたり、別紙のとおり市長への要望を行ったので申し添える。

大東監第142号
平成26年12月22日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 淵 弘

要 望 書

平成26年10月27日付けで提出された住民監査請求について、本日、市が行った契約に違法・不当性が認められないことから棄却したところがあります。監査を実施する中で下記のとおり思料する事項があったので、検討されるよう要望いたします。

記

1 発注額の妥当性の確保

請求者が指摘するような予定価格を公表しているにも拘わらず事業者がこれを上回る価格で入札するケースの出現は、日頃入札制度に関ることが少ない市民にとっては不可思議であり、ひいては市の発注価格の妥当性に疑義が生じ兼ねないものであります。

建設物価の上昇が顕著な今日、少なくとも設計額の算出から実際の入札までに相当な時間が経過しているものについては、発注価格の妥当性を再確認するとともに、必要に応じて増額等の修正の措置を行われたい。

2 事後の設計変更について

本件監査を行う過程において、当初の工事請負契約額207,360千円が設計変更によって279,720千円へと、72,360千円（34.9%）が増額されていました。

変更された内容を確認したところ、建築確認申請の事前協議の過程で既存5階建部分の防火扉やエレベータ等の改修が必要になったとのことでありました。本来、これらの内容は早い時期に必要性を把握して当初設計に含んでおくべきものであり、設計変更で計上されることは適切とは言えません。

請求人からの具体的な違法・不当事由の指摘はないものの、このような事後における多額の契約変更は、入札の公平性や妥当性を阻害する可能性があります。

今後はこのようなことがないように十分注意され、緊張感を持って設計業務に当たられたい。